

趣 旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概 要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法（文化芸術基本法）の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとするとともに【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとする【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等